九条東小学校・九条北小学校学校適正配置検討会議開催要綱

（目的）

第１条　大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第16条第７項及び大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（令和２年大阪市教育委員会規則第２号。以下「規則」という。）第７条の規定に基づいて、九条東小学校と九条北小学校の学校再編整備計画について意見を聴取することを目的として、九条東小学校・九条北小学校学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

（組織）

第２条　会議のメンバー（以下「メンバー」という。）は、次に掲げる者のうちから、九条東小学校、九条北小学校（以下「当該学校」という。）の学校長の意見を聴いて、西区長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(1)　当該学校に在籍する児童の保護者

(2)　当該学校の所在する地域の住民

(3)　当該学校における学校協議会の構成員

(4)　前各号のほか教育委員会が適当と認める者

２　メンバーの定数は、当該学校ごとに５名以内とし、合計10名以内とする。

３　メンバーの任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から令和11年３月31日までとする。

４　メンバーが欠けたことにより新たに委嘱されたメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

（メンバーの解嘱）

第３条　教育委員会は、メンバーが次に掲げるいずれかの事項に該当することとなったときは、メンバーを解嘱することができるものとする。

(1)　心身の故障のためメンバーからの意見聴取ができないと西区担当教育次長が認めるとき

(2) メンバーが会議の場において又はメンバーの名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき

ア　公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為

イ　署名運動

ウ　寄付金その他の金品の募集又は配布

エ　会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用

オ　政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕　章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布

(3)　メンバーが、前条第１項各号に該当しなくなったとき

(4)　前３号に掲げるもののほか、メンバーがその適格性を欠くと西区担当教育次長が認めるとき

（座長）

第４条　会議の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くことができる。

２　前項により座長を置く場合、座長は、西区担当教育次長が指名するメンバーをもってあてる。

３　座長に事故があるときは、西区担当教育次長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（会議の招集）

第５条　会議は、西区担当教育次長が招集する。

２　関係部署等は、会議の内容に応じて招集するものとする。

３　西区担当教育次長が会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、公開で行う。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）第７条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

（会議内容の公表）

第７条　西区担当教育次長は、会議の開催の都度、会議録を作成し、ホームページ等に公表しなければならない。

２　前項の会議録には、次に掲げる事項を記載し、会議において配付された資料を添付するものとする。ただし、会議が前条ただし書に基づいて公開されなかった場合は、この限りでない。

(1)　開催の日時及び場所

(2)　出席した者の氏名

(3)　メンバーに意見聴取した内容

(4)　その他必要な事項

（開催期間）

第８条　会議の開催期間は、令和11年３月31日までとする。

（庶務）

第９条　会議の庶務は、西区担当教育次長の権限において、教育委員会事務局総務部教育政策課西区教育担当及びその所属員が行う。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、西区担当教育次長が定める。

附則

この要綱は、令和６年３月８日から施行する。